

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

しょうがいしゃきほんほう 障害者基本法 第4条 きほんげんそく 基本原則 さべつ きんし 差別の禁止	だい 1 しょうがい りゆう 第1項：障害を理由とする さべつどう けんりしんがいきこうい きんし 差別等の権利侵害行為の禁止 なんびと しょうがいしゃ たい 何人も、障害者に対して、障害を理由と して、差別することその他の権利利益を 侵害する行為をしてはならない。	だい 2 しょうがいしゃきんし 第2項：社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止 しゃかいてきしやうへき じやうきよ おこた 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者 が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でな いときは、それを怠ることによって前項の規定に 違反することとならないよう、その実施について必要 かつ合理的な配慮がされなければならない。	だい 3 しょう くに 第3項：国による啓発・知識の 普及を図るための取組 くに だいいつこう きてい いほん こうい ぼうし かん 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関 する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為 の防止を図るために必要となる情報の 収集、整理及び提供を行うものとする。
--	---	---	---

具体化

I. 差別を解消するための措置

ふとう さべつてきとりあつか きんし 不当な差別的取扱いの禁止

くに ちほうこうきょうだんたいとう
国・地方公共団体等
じぎょうしや
事業者

ほうてきぎ せ
法的義務

ごうりてきはいりよ ていきよう 合理的配慮の提供

くに ちほうこうきょうだんたいとう
国・地方公共団体等

ほうてきぎ せ
法的義務

じぎょうしや
事業者

どりよくぎ せ
努力義務

ぐたいてき たいおう 具体的な対応

- (1) せいふぜんたい ほうしん
政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) {

くに ちほうこうきょうだんたいとう 国・地方公共団体等	⇒	どうがいき かん どりくみ かん 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
じぎょうしや 事業者	⇒	しゅわだいじん じぎょうぶんやべつ たいおうししやう 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

じつこうせい かくほ 実効性の確保

- しゅわだいじん じぎょうしや たい ほうこくちやうしやう じよげん じどう かんこく
主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

そうだん ふんそうかいけつ 相談・紛争解決

- そうだん ふんそうかいけつ たいせいせいび ぎそん そうだん ふんそうかいけつ せいど かつやう じゆうじつ
相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

ちいき れんけい 地域における連携

- しょうがいしゃさべつてきしょうしえんちいききやうぎかい かんけいきかんとう れんけい
障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

けいはつかつどう 啓発活動

- ふきやう けいはつかつどう じっし
普及・啓発活動の実施

じやうほうしやうしやうとう 情報収集等

- こくないがい さべつおよ さべつ かいしやう わ どりくみ かん じやうほう しやうしやう せいりおよ ていきよう
国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供